

第 1 3 6 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 債権の内容 | 区営住宅使用料相当額請求金 |
| 2 | 債 務 者 | 足立区新田在住者 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 1 , 2 7 0 , 8 0 0 円 |
| 4 | 放棄の理由 | 債務者は平成 2 2 年 9 月に死亡し、住宅の明渡しが完了していない間は転出していた弟が使用料滞納分を分納で返済していたが、平成 2 6 年 6 月に死亡した。その後、弁護士を通じて債務者の相続人を捜索したが、相続人がいないことが判明したため。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。